第八条　国境機関の協力

1　加盟国は、国境管理並びに物品の輸入、輸出及び通過を処理する手続について責任を有する自国の当局及び機関が、貿易の円滑化のために相互に協力し、及びその活動を調整することを確保する。

2　加盟国は、国境を越える貿易の円滑化のために国境通過点における手続を調整することを目的として、可能な限り、かつ、実行可能な範囲において、国境を共有する他の加盟国と相互に合意する条件に基づいて協力する。その協力及び調整には、次のものを含めることができる。

(a)　執務日及び執務時間の調整

(b)　手続及び方式の調整

(c)　共用施設の設立及び共有

(d)　共同管理

(e)　ワンストップサービスによる国境管理所の設置

第九条　税関の管理下における輸入を予定している物品の移動

加盟国は、実行可能な範囲において、全ての法的な規制の要件が満たされる場合には、輸入を予定している物品が、入国地点の税関官署から、引取り又は通関が行われることとなる自国の領域内の別の税関官署まで、自国の領域内を税関の管理下で移動することを認める。

第十条　輸入、輸出及び通過に関連する手続

1　手続及び所要の書類

1.1　輸入、輸出及び通過の手続の範囲及び複雑性を最小限にし、並びに輸入、輸出及び通過のための所要の書類を減少させ、及び簡易なものとするため、加盟国は、正当な政策上の目的その他の要素（例えば、事情の変化、関連する新たな情報、商慣習、技術の利用可能性、国際的な最良の慣行、利害関係を有する者からの意見）に考慮を払い、所要の手続及び書類を検討し、その検討の結果に基づき、適当な場合には、当該所要の手続及び書類が次に掲げる条件を満たすことを確保する。

(a)　物品、特に腐敗しやすい物品の迅速な引取り及び通関のために採用され、又は適用されること。

(b)　貿易業者及び事業者が法令を遵守するために要する時間及び費用を削減することを目的とする方法で採用され、又は適用されること。

(c)　政策上の又は問題となっている目的を果たすために二以上の代替的な措置が合理的に利用可能なものである場合には、最も貿易制限的でない措置が選ばれること。

(d)　必要でなくなった場合には、その一部であっても維持されないこと。

1.2　委員会は、適当な場合には、加盟国が関連情報及び最良の慣行を共有するための手続を定める。

2　写しの受理

2.1　加盟国は、適当な場合には、輸入、輸出又は通過の手続に必要な裏付けとなる書類の書面による又は電子的な写しを受理するよう努める。

2.2　加盟国の一の政府機関が当該書類の原本を既に保有している場合において、当該加盟国のその他の政府機関は、適用可能な場合には、原本の書類の代わりに、原本を保有する機関から書面による又は電子的な写しを受理する。

2.3　加盟国は、輸入の要件として、輸出加盟国の税関当局に提出された輸出申告書の原本又は写しを要求してはならない（注）。

注　この2.3の規定は、加盟国が管理された物品又は規制された物品についての輸入の要件として書類（例えば、証明書、許可証又は免許証）を要求することを妨げるものではない。

3　国際的な基準の使用

3.1　加盟国は、この協定において別段の定めがある場合を除くほか、輸入、輸出又は通過の方式及び手続の基礎として関連する国際的な基準又はその一部を使用するよう奨励される。

3.2　加盟国は、自国の資源の範囲内で、適当な国際機関による関連する国際的な基準の作成及び定期的な再検討に参加するよう奨励される。

3.3　委員会は、適当な場合には、加盟国が国際的な基準の実施に関して関連情報及び最良の慣行を共有するための手続を作成する。また、委員会は、国際的な基準に関する作業について議論するため、関連する国際機関を招請することができる。委員会は、適当な場合には、加盟国にとって特に価値のある特別の基準を特定することができる。

4　シングルウィンドウ

4.1　加盟国は、貿易業者が単一の入口を通じて参加する当局又は機関に対して物品の輸入、輸出又は通過のための所要の書類又はデータを提出することを可能とするシングルウィンドウを設置し、又は維持するよう努める。参加する当局又は機関が当該書類又はデータを審査した後、その結果は、時宜を得た方法で当該シングルウィンドウを通じて申請者に通知される。

4.2　所要の書類又はデータがシングルウィンドウを通じて既に受理された場合には、緊急事態その他公表されている限定的な例外の場合を除くほか、参加する当局又は機関は、同じ書類又はデータを要求してはならない。

4.3　加盟国は、シングルウィンドウの運用の詳細について委員会に通報する。

4.4　加盟国は、可能な限り、かつ、実行可能な範囲において、シングルウィンドウを支援するために情報技術を利用する。

5　船積み前検査

5.1　加盟国は、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。

5.2　5.1の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する加盟国の権利を害することなく、加盟国は、自国が船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入し、又は適用しないよう奨励される（注）。

注　この5.2に規定する船積み前検査とは、船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、衛生植物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

6　通関業者の利用

6.1　加盟国は、この協定の効力発生から通関業者を利用することを義務付けてはならない。ただし、通関業者の特別な役割を現在維持する一部の加盟国の重要な政策上の関心事項を妨げてはならない。

6.2　加盟国は、通関業者の利用に関する措置を委員会に通報し、及び公表する。当該措置のその後のいかなる変更も、速やかに通報し、及び公表する。

6.3　加盟国は、通関業者の許可に関し、透明性のある、かつ、客観的な規則を適用する。

7　共通の国境手続及び統一的な所要の書類

7.1　加盟国は、7.2の規定に従うことを条件として、自国の領域における物品の引取り及び通関のために共通の税関手続及び統一的な所要の書類を適用する。

7.2　この条のいかなる規定も、加盟国が次のことを行うことを妨げるものではない。

(a)　物品の性質及び種類又は輸送手段に基づいて自国の手続及び所要の書類に差異を設けること。

(b)　危険度に応じた管理手法に基づいて物品についての自国の手続及び所要の書類に差異を設けること。

(c)　輸入税から全部又は一部を免除するために自国の手続及び所要の書類に差異を設けること。

(d)　電子的な提出又は手続の処理を適用すること。

(e)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定に適合する方法により自国の手続及び所要の書類に差異を設けること。